



税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界150カ国に146,000人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(www.pwc.com)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約500人のスタッフから成る専門家集団です。

このニュースレターは、減価償却の概要を説明する目的で作成しています。この情報が個々のケースにそのまま適用できるとは限りません。したがって、このJapan Tax Updateに基づき、具体的な決定を下される前に、プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3-2-5
霞が関ビル15階
代表電話: 03-5251-2400
<http://www.pwc.com/jp/tx>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームをさしています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

減価償却 - 新定率法

2007年6月発行のJapan Tax Update (Issue 30) 「2007年度税制改正概要」において、2007年度税制改正における減価償却制度の改正の概要をご紹介いたしました。

本ニュースレターでは、2007年6月発行のニュースレターで取り上げた項目のうち、新定率法を採用する場合の留意点について、さらに詳細にご紹介します。

1. 新定率法の概要
2. 資本的支出
3. 届出
4. 留意点

1. 新定率法の概要

- (1) 平成19年4月1日以後に取得をする減価償却資産について、耐用年数経過時点で1円(備忘価額)まで償却することが可能となりました。新たな定率法の導入により、定額法の償却率の原則2.5倍に設定された「定率法の償却率」(耐用年数省令別表第十に規定)が適用され、従来の制度に比べ比較的早期に多額の償却を行うことが可能になりました。
- (2) 新定率法による償却限度額の計算は、減価償却資産の取得価額に、「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(調整前償却額)を事業供用年度1年目の償却限度額として償却を行い、2年目以降は、期首帳簿価額に「定率法の償却率」を乗じて計算した金額(調整前償却額)を各事業年度の償却限度額として償却を行います。

各事業年度の「調整前償却額」が、当該減価償却資産の取得価額に「保証率」(耐用年数別表第十に規定)を乗じて計算した金額である「償却保証額」に満たない場合は、原則として、その最初に満たないこととなる事業年度の期首帳簿価額である改定取得価額に、その償却費がその後毎年同一となるように当該資産の耐用年数に応じた「改定償却率」(耐用年数別表第十に規定)を乗じて計算した金額を、各事業年度の償却限度額として償却を行います。

2. 資本的支出

(1) 原則的な取扱い

既存の減価償却資産に対して平成 19 年 4 月 1 日以後に資本的支出を行った場合、その資本的支出は、その支出金額を固有の取得価額として、既存の減価償却資産と種類及び耐用年数を同じくする減価償却資産を新たに取得したものとされます。なお、既存の減価償却資産本体については、この資本的支出を行った後においても、現に採用されている償却方法による償却を継続して行います。

(2) 定率法を採用している場合の取得価額の特例

既存の減価償却資産と資本的支出について定率法を採用しているときは、資本的支出を行った翌事業年度開始の時において、その時における既存の減価償却資産の帳簿価額と資本的支出の帳簿価額との合計額を取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます。

この場合、翌事業年度開始の日を取得日として、既存の減価償却資産の種類及び耐用年数に基づいて償却を行っていきます。

3. 届出

(1) 償却方法の選定

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の償却方法について、確定申告書の提出期限までに、その有する減価償却資産と同一の区分に属する減価償却資産に係る当該区分ごとに採用する償却方法を記載した「減価償却方法の届出書」を納税地の所轄税務署長に届け出ることとされています。

しかしながら、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた減価償却資産について、「旧定額法」、「旧定率法」又は「旧生産高比例法」を選定している場合において、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産に係る「減価償却方法の届出書」を提出していないときは、同日前に取得をされた資産と同一の区分に属するものについては、それぞれが選定していた償却方法の区分に応じた選定をしたとみなされ、それぞれ「定額法」、「定率法」又は「生産高比例法」を適用することとなります。したがって、同一の区分に属する資産について旧償却方法と同タイプの新償却方法を採用する場合には、「減価償却方法の届出書」の提出は必要ありません。

(2) 償却方法の変更

選定した償却方法を変更しようとするときは、原則として、新たな償却方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出し、承認を受けなければならないとされています。

平成 19 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度において、償却方法を変更しようとするときは、その事業年度に係る確定申告書の提出期限までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出することで償却方法の変更の承認があったものとみなされます。

例えば、旧定額法を採用していた区分の資産につき、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた資産については定率法を採用することとし、平成 19 年度改正を機に処理方法をあわせる目的で、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得をされた資産について旧定額法から旧定率法に変更する場合には、確定申告書の提出期限までに当該区分の減価償却資産につき、旧定額法から旧定率法に変更する旨の「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出することで足り、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得をされた減価償却資産の償却方法について、「減価償却方法の届出書」を提出する必要はありません。

4. 留意点

(1) 期中に事業供用した場合において「償却保証額」と比較する金額

事業年度の中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額は、採用している償却方法により計

算した金額を事業供用日から当該事業年度終了の日までの月数により按分計算した金額によります。一方で、定率法を採用している場合に、「償却保証額」に満たないこととなるかどうかを比較する金額は定率法の償却限度額を計算する一過程として、期首帳簿価額に「定率法の償却率」を乗じて計算した月数按分前の金額となります。

(2) 法定耐用年数が2年の減価償却資産

法定耐用年数が2年の減価償却資産につき定率法が採用されている場合は、耐用年数省令別表第十における「定率法の償却率」は1.000ですので、当該資産を事業の用に供した事業年度における事業供用期間の月数が12月である場合においては、耐用年数の経過を待たず、1年目において1円で償却することが可能です。

(3) 「改定償却率」による償却を行っている減価償却資産への資本的支出

「定率法の償却率」による償却から「改定償却率」による償却に切り替わっている事業年度において、資本的支出を行い、上記2.(2)のとおり、その翌事業年度開始の日において、既存の減価償却資産の帳簿価額と資本的支出の帳簿価額を合算する場合の償却限度額の計算は、合算を行う事業年度開始の日を取得日として、既存の減価償却資産の種類及び耐用年数に基づいて償却を行うこととなりますので、「改定償却率」ではなく、改めて「定率法の償却率」による償却を行います。

その後、この定率法により計算した「調整前償却額」が「償却保証額」に満たないこととなる事業年度においては、「改定償却率」による償却を行うこととなります。

(4) 償却方法変更の届出の特例

償却方法の変更に関する経過措置は、平成19年4月1日以後最初に終了する事業年度に限り認められた措置ですので、その翌事業年度以後に償却方法の変更を行おうとする場合は、当該事業年度の開始の日の前日までに「減価償却資産の償却方法の変更承認申請書」を提出し、承認を受けなければなりません。

上記に関してご質問がありましたら、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

加藤 雅規	03-5251-2536	masanori.kato@jp.pwc.com
荒井 優美子	03-5251-2475	yumiko.arai@jp.pwc.com
福本 佳永	03-5251-6210	yoshie.fukumoto@jp.pwc.com
ジャック バード	03-5251-2577	jack.bird@jp.pwc.com
アルフレッド ゼンカック	03-5251-2431	alfred.zencak@jp.pwc.com
ケン レオン	03-5251-2945	ken.leong@jp.pwc.com